

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 修学</p> <p>1 医学科</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 削除</p> <p>(中 略)</p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>(中 略)</p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条 <u>学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、コース区分（先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分）に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>先端看護科学コース 153単位</u></p> <p><u>先端リハビリテーション科学コース（理学療法学講座） 145単位</u></p> <p><u>先端リハビリテーション科学コース（作業療法学講座） 148単位</u></p> <p><u>総合医療科学コース 145単位</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、<u>学部の定めるところにより、所定の単位以上を修得した者は、</u>学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 修学</p> <p>1 医学科</p> <p>第9条 <u>1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>2 人間健康科学科</p> <p>第14条 <u>学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定めるところによる。</u></p> <p>第15条 <u>1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第24条 4年以上在学して、コース区分（先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分。以下同じ。）に応じ<u>教授会で別に定める単位以上を修得した者は、</u>学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第2年次に入学した者については、3年以上在学して、<u>コース区分に応じ、教授会で別に定める単位以上を修得した者は、</u>学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第24条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>